

公益法人の会計に関する研究会（第27回）  
議事録（案）

内閣府公益認定等委員会

## 公益法人の会計に関する研究会（第27回） 議事次第

日 時：平成29年10月11日（水）9:57～11:49

場 所：内閣府公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 平成29年度会計研究会の開催について
2. 特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化

○小森次長 時間前ですけれども、おそろいですので、始めていただければと思います。お願いいたします。

○高山座長 それでは、ただいまから平成29年度の初回になりますけれども、第27回の会計研究会を開催いたします。

本日は、中田参与が御欠席ということで、代わりに文書をいただいておりますので、後で皆さんと検討していきたいと思っております。

まず、今回、新たに相馬事務局長が着任されましたので、御挨拶をよろしく申し上げます。

○相馬局長 7月付で事務局長に着任いたしました相馬でございます。

本研究会の先生方には、日ごろから公益法人の会計につきまして、種々、貴重な御示唆をいただいているところでございます。改めて感謝を申し上げたいと思っております。

本研究会につきましては、いわゆる公益法人の業界に非常に大きな影響力を有している研究会だと承知しております。昨年も種々のテーマにつきまして非常に熱心な御議論をいただいたと承知しておりますけれども、ぜひ、昨年度の成果を踏まえつつ、今年度については、私どもに何らかの方向性をお示しいただければ幸いです。いろいろと御迷惑をかけることも多いかと思っておりますが、よろしくお願い申し上げます。

○高山座長 よろしく申し上げます。

本日の議事には入ります前に、皆様方にお願いがございます。この会計研究会の検討事項につきましては、公益法人関係者の関心が非常に高い。特に今回、特費の問題もございまして、非常に高いと思われれます。議事内容につきましては非公開の取り扱いとなっておりますので、会議での資料及び議事内容については守秘義務がかかっておりますので、改めて、皆さん、情報管理の徹底をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。議事の第1としては、皆さんのお手元に議事次第がありますが、「平成29年度会計研究会の開催について」でございます。

詳しくは事務局から御説明をよろしく申し上げます。

○小森次長 説明の前に資料の確認というか、構成でございますけれども、大きなクリップを取っていただきますと、2つのクリップどめがありますが、1つ目の議事次第が一番上に乗っているのが本体資料でございます。その次のクリップどめは、右上に「研究会後に回収」と書いてございますけれども、個別の法人名が入っていたり、取り扱いに注意を要するものでございますので、これは研究会後に回収したいと思っております。一番下に本日御欠席の中田先生から意見をいただいております。以上の3つの構成でございます。

それでは、議事次第の次のページから御説明させていただきます。右上の資料1-1でございます。

これは、9月22日の公益認定等委員会で御決定いただいた今年度の会計研究会の進め方の一枚紙でございます。今年度においても引き続き公益法人の会計上の諸課題に対応する

ため、平成28年度報告を踏まえつつ、以下のとおり研究会を開催することとする。

Iが「検討項目」でございます。大きく3つ挙げてございますけれども、①がメインです。平成28年度報告において引き続き検討を行う必要があるとされた「特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化」について検討を行う。これは、B特費とか、逆特費とか、いろいろ御議論いただきましたけれども、報告で引き続き検討を行うことになっておりましたが、そこを検討していただくというのが1つでございます。

2つ目は、ちょっと細かなレベルでございますけれども、日本公認会計士協会と連携して、財務諸表における勘定科目の明確化等の検討を行う。これは日本公認会計士協会に検討をお願いして、その検討結果を受け取って、こちらの研究会でも検討していただくと、そういう進め方を考えてございます。日本公認会計士協会に検討をお願いするのは、そこに書いております為替差損益の取り扱いでございます。公益法人会計基準の運用指針におきまして勘定科目の例示が上がっておりますけれども、この為替差損益というのは勘定科目の例示にございませんので、経常内なのか、経常外なのか、その辺がはっきりしないということで、これについて御検討いただく。あわせて、日本公認会計士協会で運用指針レベルのことについて、何か改善したほうがいいのか、そういうことについて御検討いただいて報告いただいて、そういうことを考えております。後ほど、資料がまたございますので、説明いたします。

それから、3点目でございますけれども、これは検討項目といいますか、その他ですけれども、平成28年度報告で行政庁が検討を進めることとされた別表H簡便版の作成のフォローアップを行っていただければと思います。

「検討体制」ですけれども、従前どおりのメンバーでお願いします。必要に応じ、学識経験者、法人関係者等から意見を聴取するとともに、委員との認識の共有を図るとしてございます。

「スケジュール」は、年度内に4、5回開催いたしまして、年度末目途に報告書を作成して、委員会に報告し、公表するというところでございます。

次のページがメンバーでございまして、従前どおりということでございます。

続きまして、資料1-2でございます。平成29年度のスケジュールを仮置きといいますか、このように事務局で置かせていただきました。先ほど言いました検討項目の1番目、メインの検討項目を中心にとということでございますけれども、一応、控除対象財産関係と特費関係の2つに分けて考えておまして、本日は検討課題の全体像と控除対象財産の関係の1回目の検討を行って、次回11月下旬に控除対象財産の関係でまとめを、2回目の議論を行う。そして、同じく2回目では特費の検討の2回目を行う。そして、次の3回目の特費の取りまとめを行う。それから、4回目でございますけれども、報告書案を検討するとともに、1月ぐらいには日本公認会計士協会から検討結果をいただきますので、それについて検討するということですが、ここはもう一回回数を決けたほうがいいのかもしま

せん。いずれにしても検討の状況に応じて、また適宜進めていってはと考えております。

以上がスケジュールの案でございます。

続きまして、資料1-3でございますけれども、日本公認会計士協会にお願いしている事項でございます。委員長名で会長宛てに出しているということです。検討を要する項目の1つ目が「為替差損益」の関係でございます。科目例示と評価損益との関係について御検討いただきたい。それから、「公益法人会計基準」の運用指針に関する課題等について検討いただきたいという2点をお願いしてございまして、期限を平成30年1月目途とお願いしております。

次の資料で為替差損益について、もうちょっと詳しく御説明します。黒野補佐からお願いいたします。

○黒野補佐 資料1-4、A3横の資料をご覧ください。縦に分かれておりまして、左から、公益法人会計基準の注解、注8ですね。注8の一番下に、「決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。」と、注解では規定されております。

その右隣、日本公認会計士協会の公益実務指針の中に、Q41というものがございまして、一番下に④とありますが、そちらを見ていただきますと、「換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理することになっているが、公益法人が所有する外貨建有価証券に係る換算差額は為替差損益として別掲せず、評価損益に含めて処理することができる。」と整理されております。

この整理は、一番上の四角の中にも書いてありますように、公益法人会計基準の平成16年基準でこのような取り扱いが整理されてございまして、それがそのまま平成20年基準にも引き継がれている、平成20年基準は本来、新しい公益法人制度についての基準ということなので、収支相償に含めるかどうか等の検討が必要だったのですけれども、そこが十分検討されずに、取り扱いがそのまま引き継がれているということもございまして、資料1-4の一番右側のところで、当面、このように規定はされているけれども、新しい平成20年基準の取り扱いに照らしながら、改めて検討していただいて、本来どうあるべきかを案として御提示いただくことをお願いするということでございまして、そのための連携ということで日本公認会計士協会に依頼しております。

説明としては以上でございます。

○小森次長 続きまして、資料1-5でございます。別表H簡便版の検討状況について、簡単に御説明させていただければと思います。

1は平成28年度報告ですけれども、要は、行政庁において具体案の作成の検討が早急に進められることを期待するということでございまして。

2の具体案のところでございますが、検討事項-1で、まず検討するのは調整項目のところでございます。式が書いていなくすみませんが、研究会報告でいただいたのは、当年度の公益目的取得財産残額の出し方ですけれども、前年度の残額が出ていることを前提に、

前年度の残額プラスPLの増減が基本ですけれども、それだけでは補足できないところがございますので、調整項目を設ける必要があるであろうということで、①から⑦を挙げてご置きます。これは昨年度の研究会の中でも出していただいたのを、ちょっと構成を変えてお置きますけれども、そのままございまして、調整項目がこれだけで大丈夫かどうかを検討しているというのが1つ目でございます。

検討事項-2でございますけれども、様式とか、使用上のルールとか、記載上の留意事項の提言について検討する。例えば、付表としてつけるかどうかということですが、評価損益等となっておりますけれども、売却損益と評価損益を記載した付表とするかどうかといったことも検討しておりますけれども、事務負担の増加にならないように注意して検討しているということでございます。

2ページ目でございます。「3. 関係団体との連携等」のところでございます。①に都道府県との意見交換（ブロック会議）。ブロック会議というのは、毎年、公益法人全体のことについて都道府県と意見交換する会議でございますけれども、その中で、各県の皆さんにも別表H簡便版で出してもらって、調整項目がほかにあるかどうか御意見いただいているということでございます。それから、②で、必要に応じて公法協とか、日本公認会計士協会等の協力依頼をお願いしたり、そして会計研究会内で意見を聴取したり、あとは事務局内ですけれども、意見聴取をしていったりして、4のところですが、平成30年度より使用することを目標とするとしております。

「5. スケジュール」は、次の資料1-6の横表にございますけれども、11月ぐらいに会計研究会で意見聴取となっております。次ぐらいで意見聴取をお願いして、パブリックコメントを出して、委員会にも了承してもらって進めていくと、そういったスケジュールを考えております。

2ページに戻っていただいて、「（参考）」のところ、今、簡便版を使って検証を行いました。その結果について、岸補佐からお願いします。

○岸補佐 「（参考）」のところを私のほうで若干御説明いたします。昨年度の会計研究会では、具体的な事例として幾つか御提示させていただいたのですが、資料をご覧いただければわかると思うのですが、60件ということで、若干数をふやして確認しました。その目的といたしましては、3つございまして、まず1つは、計算の一致を確認するのが大きな目的で、次の目的といたしましては、先ほど御説明ありました調整項目がございまして、例えば、①～⑦以外にあるかどうかについての確認です。3番目といたしましては、不一致が出た場合には、その理由と申しますか、原因を見ていくという3つの目的をもって行いました。

結果といたしましては、今、申し上げた2番目のところ、調整項目につきましては、有価証券の評価損益は当然ありましたが、①～⑦以外で特に出てきた事例は発見できなかったということです。

あと、3番目の不一致がある場合ということで、それは今の「（参考）」のページを見

ていただければわかるのですけれども、主な不一致があったときに①～⑤、詳細な説明は省略させていただきますけれども、主に記載漏れとか、そういったところが理由として挙がっております。

①～⑥の差額の不一致原因はどこから持ってきたかといいますと、先ほど、「研究会後に回収」という資料があったと思うのですけれども、こちらを見ていただけますでしょうか。A4のもの、あと、A3の個々の法人の計算シートと2つございます。まず、最初のA4のところで、60法人行いまして、一致が33で、不一致が27で、その不一致原因、A～Gがございましてけれども、これは先ほど御説明した①～⑥に対応しております。

ここでちょっと注意ということなのですけれども、3つございまして、まず第1としましては、不一致で間違いを探すことを目的にしているわけではございません。ですから、差が出た場合にどう処理するかというところは今回は行っておりません。

2番目といたしまして、こういった不一致は時系列に見て減っているのか、ふえているのかということはチェックはしていません。

あと、件数なのですが、今、申し上げた60法人のうち27法人不一致とありますけれども、これを推定して2,500法人のうちの半分弱間違っているとか、そういう意味ではございません。任意に抽出した分についての差額があったという説明でございます。

詳細な説明は省略させていただきますけれども、A3のほうを見ていただければ、一番右の欄の調整項目A～Gまで入っておりますので、これをご覧いただければと思います。

今後といたしましては、今、ブロック会議を行っております、各都道府県にも同じような計算をお願いしているところでございます。今後、その中で新たな事項とかが発生した場合には、こちらの研究会で逐次報告するつもりでおります。

最後に、個人的感想を申し上げますと、まだまだ別表Hの理解は十分されていないのではないかとというのが1つと、あと、もう一つとしましては、簡便法を使わなくても、例えば、別表Hを使う場合でも、こういった簡便法の計算シートは、いわゆる検証的な機能があるのではないかと考えておりますので、将来的に利用、活用できればと個人的には思っております。

長くなりましたが以上でございます。

○小森次長 以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

ショッキングなほど間違いが多かったということがありますので、これは研究会後に回収させていただきます。皆さん、御協力をお願いいたします。

それでは、今の御説明の資料1について、御質問、御意見等がありましたら、出させていただきますのですけれども、いつもどおり、それぞれの参与の方を指名しますので、お気づきの点等についてお話し願いたいと思います。

長参与、いかがでしたか。

○長参与 今後の方向性についてはよくわかりまして、基本的には特定費用準備資金をか

なり期待されている法人の方々もいらっしゃると思いますので、それは確実にまとめ上げられたらいいのかなと思っております。

○高山座長 ありがとうございます。

では、上倉参与、お願いいたします。

○上倉参与 為替差損益につきましては、我々の考えが及ばないような、こんな事例もあるのだとか、さまざまな事例があるような気がしていますので、会計士協会の公益法人分科会でいろいろな情報を収集していただいて、ある程度整理をした上でこちらに出していただくという整理の仕方ではよろしいではないでしょうか。

○高山座長 よろしく申し上げます。上倉参与は副委員長に復帰していただいたということですが、当研究会としても非常に心強く、特に収支相償のこともよく御存じですので、その辺もあわせて御検討願えればと思います。よろしく申し上げます。

では、金子参与、お願いします。

○金子参与 まず、為替差損益の件なのですけれども、こういったことをクリアにしてほしいというニーズは、今ある法人の中でごく一部かもしれないけれども、そのごく一部の法人からは結構明確にしてほしいというものがあって、具体的にはどういう形でそういうニーズがこちらに届いたのですか。相当数多いのか、それとも、ある特定の国際的な財団のようなどころから来たものなのか、それとも、かなりの、数十とかあって、共通のニーズとして既に挙がってきたものがあってここに出てきたものなのか、前提がわからないので、教えていただきたいのです。

○黒野補佐 最近よくあるのは電話相談で、どう整理したらいいのかと。先ほども言いましたように、会計基準上は注解18で書いてあるだけなので、会計士協会の実務指針を知っている方は、そういう整理もあるというところまでたどり着けるのですけれども、単純に公益法人会計基準と注解運用指針しかわからない方だと、どう整理するのが本来なのかがそもそもで質問があることが1つと、もう一つは、国内の金利水準低いので、債券をどうしても外貨建てのものにシフトしたいという意向があって、そのとき、どう整理したらいいのかという質問も多くて、基準上のというか、そういう整理を明確にする必要があるなということで、今回、議題に取り上げさせていただいたところでした。

○金子参与 国際的に活動している団体で、日本で法人格を取っているような団体だけではなくて、いわゆる証券会社等で外債のようなものを運用している、普通に国内で、それほど大きくない財団とかも含めて、こういうのは2個とか3個ではなくて、20、30とか、そういうぐらい、もっとですか。

○黒野補佐 感覚的にはもっと多いかなという。

○金子参与 かなり大きな問題だと捉えるぐらいの問題であると。

○黒野補佐 そうですね。はっきりさせておいたほうがいいかなということですね。

○金子参与 わかりました。ありがとうございます。

あと、別表Hのほうは、以前あったのが、会計研究会のところに果たしてどこまで載せ



て、FAQにどこまで反映させるかというのは、平成30年度より使用を目的とするということになると、今回の会計研究会の報告書にどの程度載って、もしくは、そこには本当に数行で、FAQ等に基本的に全て任せるのか、検討した結果は最終的にはどういう形で出てくるというイメージはありますか。

○高山座長 具体的イメージはないですね。

○小森次長 結局、別表H簡便版をつくって、パブリックコメントして、それを定期提出書類の中に入れるとか、そういう作業を行政庁でやっていきますので、そこをフォローアップしていただくので、報告書にどの程度書くかというのは、しっかりやってくれる一言になるのか、そんなに詳しく、こういうふうにするということを書くわけではないと思います。

○金子参与 わかりました。すみません、質問ばかりで。

○高山座長 よろしいですか。梶川参与から何か御意見ありますか。

○梶川参与 検討項目の1番は、皆さん、非常に御関心が高いことなので、特費の問題は非常に重要ですし、ある程度一定のところ思い切りのいい結論を、わかりやすい結論をお出しいただくべく、研究会のメンバーも御努力をしていけばと思います。

あと、会計士協会で検討の部分は、会計的な解釈もありますけれども、行政的な合目的性と非常に連携する部分がこういう制度会計の中にあると思いますので、その辺、よく連携をとりまして、会計的にどう解釈するという話が、もとはといえば公益法人制度の趣旨にどう合わせるかということだと思っておりますので、ぜひ、そのところは連携をとりながらお願いをしていければということです。別表Hは、すごく作業的な面であったり、ここを分析されると、記載漏れとかもあるので、この辺は運用上どうしたらいいかという話と、表自身の簡便性というか、合目的性との関連だと思っておりますので、我々も、どう御指導していけるかということだと思って、その辺の整理願いたい。

○高山座長 ありがとうございます。

小森委員から何か。

○小森委員 特にございません。

○高山座長 ございませんか。まさに今までのH表というのは、今回調べていただいて再確認したのですが、やはり記載するのが非常に難しかったということで、簡便的なH表については、実務界も期待をしております。平成30年から施行を目標にしておりますが、ぜひそれについては頑張ってくださいということですので、よろしくお願ひします。

それでは、為替差額についても合わせてお願ひしますが、今の御意見を踏まえて、特にH表については、簡便的なH表をつくることで、もしかしたらチェック機能にも使えるかもしれないとも思っております。そういう意味でもH表作成にあたって間違いも非常に少なくなってくると期待できる。実をいうと簡便法のほうが間違いが少ないかもしれないという気さえしております。ですから、チェック機能というのは、岸さんが今おっしゃったように、使えるワードかもしれません。ぜひ修正案をよろしくお願ひいたします。

では、ちょっと早いのですけれども、引き続き議案2に移ります。「特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産額の算定の際に控除される財産の明確化について」でございます。

事務局から、ここは丁寧に御説明をお願いいたします。

○小森次長 それでは、資料2-1からでございます。横表でございますけれども、平成28年度報告の引き続き検討とされた部分の概要の抜粋でございます。ということが書いてあったかをもう一度御説明させていただければと思います。

左に現状①②と書いてございます。①でございますけれども、将来の収支変動に備えて積み立てる資金については、要件を満たす限りで特定費用準備資金を用いることができる、いわゆる逆特費と呼んでいるものでございますけれども、どのような場合であれば認められるのかわかりにくいという指摘があるというのが1つ。

それから、2つ目でございますけれども、遊休財産額算定上の控除対象財産、これは6つございますけれども、その繰り入れの考え方が法人によってばらばらですねというところから始まりまして、問題とされたのは6号財産等に金融資産の運用益が積み上がる状態も散見ということで検討が始まったわけでございます。

右のほうでございます。①のほうでございますけれども、まず1つ目は、どのような条件等が整えば逆特費の要件に合致するかという、統一的なメルクマールを設定することがなかなか困難ということで、事例の蓄積・提示に努めるとともに、②とあわせて検討するとなったということです。

②のほうでございますけれども、6号財産等に金融資産の運用益が積み上がり、公益目的の事業に使われない、また、そのおそれがある事例があつて、そうした実態は是正されることが望ましい。ただし、これまで認めてきたということですが、金融資産の運用益については指定正味財産となる場合もあると整理され、6号財産に繰り入れてきたという事実があるということでございます。

次の○でございますけれども、まずとるべきことは、各控除対象財産の趣旨や内容を明確化して、法人の理解を醸成することから始めるべき、加えて、今後は特定費用準備資金をより活用することにより、資金が公益目的の事業に使われることを担保することが考えられる、特費ですね。こちらですと、何年度以内に使うということがはっきりしますので、そっちをより活用していくことで、資金を公益目的の事業に使うことを担保していくことが考えられる。この場合の特費の活用に関して、条件等がどのようなものかというのはさらなる検討が必要である。

さらに、公益目的の事業に使われるべき財産を適切に管理し、それを着実かつ計画的に充てていく、そのために必要なガバナンスのあり方についてもあわせて考えていく必要があるということで検討課題とされたということでございます。

その上で、次の資料2-2でございます。今回また新たに検討するに当たって、実態について確認しようということでしたものでございます。昨年、事例を幾つか表示させていただ

きましたけれども、もう少し数値的、データの的に取れないかということでやってみたのです。ただ、精度は高くないものでございまして、傾向はある程度わかるかなというものでございます。

そこに書いてございますように、主として金融資産の運用益等の剰余金が1号とか6号に積み上がっていないかという観点を、定期提出書類に基づいて実態を確認したということとございまして、定期提出書類に基づくチェックだけでございますので、精度は十分ではないと考えています。それから、単年度の増加について確認しただけでありまして、累積分を含めた全体像、1つの法人に対してもですし、さらに全体の法人に対しても全体像は判明していないというか、お示ししてございません。

という前提でございすけれども、まず(1)は1号財産の積み上がりというか、状態でございます。これはちょっとエッセンス過ぎるので、先ほどの「研究会後に回収」の資料の横表の3枚目からですね、これに基づきまして御説明させていただきます。「1号財産が増加する法人の状況について」と書いてあるところでございます。

1の「調査方法」ですけれども、これは平成28年度事業報告で1号財産の対前年度増加額が多い上位70公益法人を対象にしたということですのでけれども、増加額が多いといっても、系統的にピックアップしたので、結果的に1号財産がふえていなかった法人も含まれていたり、平成28年度事業でなかった法人もございましたというものでございます。主として剰余金が積み上がっていないかという観点で、定期提出書類のみチェックしたということです。

2の「結果」のところでございます。全体70法人のうち、①ですけれども、指定正味財産の運用益の剰余金により1号財産が増加しているものが2法人、1号財産といっても、指定正味財産でふえているのが2法人ございました。②が収支相償の収支の剰余金で1号財産が増加しているもの。ただし、そういう説明はございますというのが2法人ございました。それから、③は収支相償の剰余金がある場合で、それが1号財産と関係しているかどうかは不明なもの等が4法人ございました。④ですけれども、剰余金が1号財産の増加につながっていないかどうかという観点からはおおむね問題ないと。下の\*に書いてございますけれども、1号財産の増加が、評価益とか寄附金収入の額の範囲内のものとか、あるいは1号財産は増加しているけれども、収支相償はマイナスになっているし、指定正味財産の運用益でもふえていないとか、そういうものが51法人ございました。それから、⑤ですけれども、そもそも1号財産が増加していない法人、金融資産以外の資産が増加しているのが11法人あったということとでございます。

したがって、思ったより、ふえているのは多くなかったという気がいたしますし、②の収支相償のふえているというのは、結局、個々の内容を見ないと適切かどうかはわかりませんので、ルールというか、仕組みとして検討すべきは①の指定正味財産の関係で自動的にふえているものが対象なのかなという感じがしております。

ちょっと事例を見ていただきますと、3の「事例」のところですのでけれども、(1)が指

定正味財産の運用益によってふえているものですが、①が電通の関係で恐縮ですが、指定正味財産増減の部において基本財産運用益が5.37億円、評価益は12.83億円が計上されておりまして、この合計額18.21億円から一般正味財産の部への振替2.72億円を控除した額の15.48億円が1号財産であります基本財産の増加分、この15.48億円のうち、評価益が12.8億円入っていますけれども、残り3億円弱は運用益の余った分と考えられます。1号財産がそのまま増加しているというのが①です。

続きまして、2ページ目でございますけれども、今度は②です。博報堂の関係でございます。こちらは指定正味財産増減の部において基本財産の配当金が6.5億円計上されていますけれども、この額から一般正味財産の部への振替3億円を除いた3.5億円が1号財産の基本財産の普通預金の増加分となっている。ちなみに、この額はBSで見ますと指定正味財産の部で配当金として全体で10億円、2号財産を含めて積み上がっているという状態になっているというものでございます。

続いて、(2)が収支相償の剰余金でふえているものです。①はコスメトロジーの関係ですが、収支相償で3,575万円出まして、対応策として3,500万円の特定資産研究助成引当資産を取得したと説明があります。

②の教育資金関係ですが、こちらは42.4億円、収支相償でプラスと、前年度の事業報告において、収支相償の解消策として、公益目的事業の拡大につなげるようときちんと書いてございまして、その上で周知活動を実施するというところで、平成27年度から平成30年度までに80億円を公益目的保有財産、1号財産として積み立てる。今年度は45億円を積み立てたのだということで、1号財産が45億円ふえているということです。したがって、先ほどの繰り返しですが、この収支相償でふえているものは具体的に見ないと、なかなか、いい、悪いは言えないと思います。

4のところ、そのほか、1号財産の運用について課題があると見られる事例でございますけれども、1号財産は継続して公益目的事業に使用する財産であるにもかかわらず、取り崩して使用することを前提とした資金を普通預金とか定期預金という形で計上している。

それから、2つ目ですが、これは1号財産というよりPLのほうかもしれませんが、PLのほうにおいて計上する会計区分が不適切。1号財産の増加分である基本財産評価益も法人会計に計上したりしている。

それから、3点目は、減価償却引当資産を1号財産として計上している。そういった例が見られました。

あと、ここに書かなかったのですが、1号財産で普通預金、あるいは定期預金で持っているというのも結構ございまして、それはあながち悪いとは言えないかなと思いますけれども、別表Cには、そのところの解説として、運用益を公益目的事業の財源として使用していると書いてあるにもかかわらず、普通預金とか定期預金はほとんどないのに、いいのかなとか、そういった事例も見られたということでございます。

以上が1号財産の関係です。

では、5号・6号財産の関係は黒野補佐から。

○黒野補佐 続きまして、5号・6号財産が増加している法人の状況ですけれども、A4縦の資料2-2を見ていただくと、こちらは6号財産と書いてあります。システム上の集計で増加額を把握するときに5号・6号が区別できない関係で、一応、5号・6号という形の増加分を拾い出しまして、その中身を見ると、実質、ほとんど6号財産が増加しているということで、資料2-2では6号財産と書いております。

その結果、結論から見ますと、資料2-2の下の表に書いてありますように、一般正味財産への振替残ということで、運用益が出ていながら一般へ全額振り替えていない、いわゆる持田方式をとっている法人が、50法人確認したところ14法人あったということで、大ざっぱに4分の1ぐらいがそういう整理をしておりました。

そのほかの下のものは、今回、直接的な調査対象ではないのですけれども、一応、気になったところで、こういう法人があったということでございます。

まず、指定正味財産の整理なのですけれども、公益共通として指定されている。平成26年度報告で、指定は具体的に、公益が複数あれば、どの公益事業に使うかを指定してくださいという整理になったかと思えますけれども、引き続き公益共通で指定という整理が行われている法人が5法人あったということでございます。

その下、引当金対象資産が6号財産になっている。引当金はそもそも計算上、控除対象財産、負債ということで、もともと除外されているのですけれども、そういう意味では、ダブっているというか、二重の控除対象財産的な整理になってしまっているものがありました。

その下、指定が法人会計のみで公益の6号財産となっている。もともと法人会計にしか指定がないにもかかわらず、6号財産の整理としては公益のほうで整理されている。意図がよくわからないのですけれども、そういう整理もあったということでございます。

その下は、一般正味財産から指定に逆に戻しているようなところが見られた。

さらに、その下、期首簿価が前年度と異なるということで、数字が意図的に変わっているという法人がありました。

下の3つが指定が公益共通というところと重なっておりますので、単純合計23法人ですけれども、一番上の振替残も含めたもので20法人が何らか、今回の検討で問題扱いという法人になっております。

研究会後に回収のほうの資料の3ページから5ページまで、問題ない法人も含めて、一応、サマリーを書いております。評価が○になっているところは特に問題ないだろうと。△になっているところが、何らか不都合というか、不整合のようなものがあるのですけれども、追加の確認をしないと、提出された資料だけからは読み取れないという法人が10法人ありました。×は、先ほど資料2-2で見ました20法人です。重なっているのです、事象的には23なのですけれども、20法人を×で表現しております。

細かい説明は省略させていただきますけれども、定期提出書類の正味財産増減計算書の増加額と別表C（2）の6号財産の増加額のところを中心に確認した結果の整理でございます。

説明としては以上です。

○小森次長 以上が実態調査というのか、確認の結果でございます。その結果も踏まえつつといいますか、資料2-3でございますけれども、今年度の検討の方向性の全体像といいますか、これは事務局で用意させていただきましたが、基本的には去年の議論とかを踏まえて、それを簡潔に整理したと考えてございます。

最初の2行は、要は今年度には結論を出すことを目指すと書いてございます。

その上で（1）ですけれども、平成29年度の検討の方向性の案でございますけれども、1つ目が、各控除対象財産、6つの控除対象財産について、法人の理解を促進するということですね。

2つ目が、指定正味財産の運用益は6号財産等に整理することは認めないことにしている。

3点目、その一方で、公益目的事業への活用を促進させるべく特定費用準備資金を使っていくべきだということで、こちらを活用しやすくする。6号から4号に資金を振り向けていく。

4点目は、問題となっていましたというか、逆特費ですね。これも可能な限り何とかしていこうというのが方向性ではないかと思えます。

その上で（2）でございますけれども、具体的な方策。今の4つに対応するわけですが、それを検討していったらどうかということでございます。

1つ目が、6つの控除対象財産について早見表を作成する。これは昨年の研究会でも出させていただきましたし、きょうも資料2-5でつけておりますけれども、それをブラッシュアップしていくというのが1つでございます。

2点目が、指定正味財産の運用益については6号財産等に整理することを認めないという仕組みの設定。これは本日御議論いただければということで、資料2-4につけてございます。

それから、3点目が特定費用準備資金の運用の緩和と、これに伴う必要なガバナンスということで、昨年度はB特費ということでいろいろ御議論いただきました。これは次回検討していただくわけでございますけれども、一応、事務局でも考えている案のエッセンスだけ申し上げますと、去年はB特費ということで、なかなか意見が収束しなかったということもありまして、別の案を考えておりまして、口頭ですみませんけれども、今、逆特費というのは、既存の事業をやるけれども、将来、収入の減が見込まれる。それを合理的に説明する場合に使われるわけです。将来の収入の減が見込まれない場合、黒字の見込みの場合でも積めるような仕組みを設けられないかと。一定の条件のもとでということでございます。そういう特費を今後考えていったらどうかということで、今、案を用意している

ところでございます。もし府令改正も必要となれば、それも辞さない覚悟で検討を進めているところでございますけれども、それは次回また御議論いただければと考えております。それが3点目ですね。

4点目が逆特費の事例の整理・提供。これもまだ事例を集めておりませんが、余りないので、どの程度可能かどうかわかりませんが、去年の報告書にも書いてございましたので、これもできるだけやっていると。大体そういうことを検討していくのかなと考えております。ここも御議論いただければと思います。

その上で、資料2-4で、本日、一番議論いただきたいところでございますけれども、「控除対象財産に関する果実の取り扱い」でございます。先ほど来言っておりますように、指定正味財産の運用益を今後は6号財産等に入れてはいけないとするのですけれども、その場合、運用益の取り扱いについて検討するというところでございます。

1で現状の取り扱いが書いてあります。その下の2行目、「例えば、」のところに書いてございます持田財団のことでございますけれども、1号財産である投資有価証券の受取配当金が3億1,900万円ありますけれども、一般正味財産への振替が2億9,600万円ということで、2,300万円が指定正味財産増加、6号財産も2,300万円増加しているという状態になっている。その表では、1号から6号までの元本増加と元本減少が、どういう場合に元本増加するか、元本減少するかをまとめているものです。2号財産でも指定正味財産はございますので、2号財産も載せているということでございます。一番右の果実のところを見ていただければと思いますけれども、要は、果実については指定正味財産の増加を認識し、事業に使った分を一般正味財産に振り替える。残額は6号に含まれるというのが現状の取り扱いでございます。

その上で「2. 現状の問題点」のところでございます。これは今まで、言ってきたとおりでございますけれども、金融資産の元本のみならず、その果実についても指定があると整理されると、実質的に法人の任意のタイミングで使うことが可能となって、その結果、現状の事業について財源が確保できている場合には、要は使わずに済みますので、実質的に公益目的事業に使われないにもかかわらず、控除対象財産として資産が積み上がることになってしまうということです。2号財産についても同じように指定があるとされて、余った場合には資産は積み上がっていくことになるということで、問題ではないかということでございます。

その上で「3. 改善策の方向性」で、A案、B案とあります。ここを一番御議論いただきたいと思いますが、A案については、金融資産から生じる果実については、一般正味財産と考えて、6号財産には含めない。

B案は、金融資産から生じる果実については、指定正味財産とするが、6号財産には含めない。これは何が具体的に違うかというところ、収支相償のルールにかかってくるかどうか。A案だと、一般正味財産となりますので、運用益の余った分も収益に入って、それで収支相償を満たすかどうかというルールがかかってくる。6号財産には含めない、Bのほうは、

指定正味財産とするということですので、収支相償ルールにはかかってこないで、収支相償上は常にセーフとなります。ただ、6号財産には含めないということですので、遊休財産の控除対象財産にはならないということなので、遊休規制の範囲でいいのですけれども、遊休規制が一応、かかってくるとなる。そこの違いが、どちらに整理すべきかという点でございます。

混乱するようですが、さらにA案で言いますと、一般正味財産と考えと書いてあります。本当に一般正味財産とする場合と、一般にはできないけれども、形式といいますか、指定正味財産に残したままだけれども、一般正味財産扱いとして収支相償に入れるいうと、細かく言うと2つありますけれども、大きく言えばA案とB案に分かれると考えております。

この検討の留意点を下に書かせていただきましたけれども、過去の経緯ですけれども、1つ目が、運用益についても指定正味財産になると整理した上で収支相償ルールを満たすとして個別に公益認定を行ってきた経緯をどう考えるか。先ほど持田財団の例が出ましたけれども、これも移行認定のときに公益認定できるかどうかというときに、運用益が余ってしまって、これは収支相償を満たさないので認定できるかどうかという議論になったと聞いておりますけれども、そのときに運用益も指定正味財産になると整理できれば、それは収支相償の範囲から外れますので、満たすことになるのではないかということで、公益認定が晴れて取れたという経緯もございまして、その後、そういう法人も出てきているので、その経緯をどう考えるか。

2つ目が、これは平成26年度報告に書いてありますけれども、運用益についての具体的な用途の制約があるもののみを指定正味財産として取り扱うとした平成26年度報告との関係をどう考えるか。要は、具体的に制約がないとだめということですが、運用益も指定正味財産があるという前提で平成26年度報告をつくっておりますので、それとの関係をどう考えるか。もちろん今後は新しいルールでいくという考え方も当然できようかと思っておりますけれども、過去の経緯等をどう考えるかというのが1つ目と2つ目でございます。

3つ目は、指定正味財産とするが、6号財産としないという考え方が、指定正味財産や6号財産の趣旨との関係で適切かどうかという論点もあろうかと思えます。

4点目は、事務局でもっと整理すべき話ですけれども、一応、書かせていただきました。今後のルールをどのような方式で定めるか。報告書に記載して、大きな変更になる場合、それで十分かとか、そういった点もあるかなということで書かせていただきました。

以上でございます。

中田先生の御意見を御紹介しますと、一番下にありますけれども、ここに書いてあるとおりですけれども、運用益の果実は、寄附されたときには存在せず、将来実現するものであり、寄附者は制約をかけられないのではないかと考えれば一般正味財産であるとする考えもあると思っておりますとした上で、実務指針とか、26年度報告は比較的緩いといいますか、公益目的事業の何々に使ってほしいという程度の指定があれば指定正味財産となります。

一般正味財産と考えるほうが筋が通るような気がしますが、今まで指定正味財産と取り



扱ってきたことを考えれば、現実的には、上記のような使途の指定のある運用益は指定正味財産という取り扱いを変更することはできないと思われます。

ここでの議論は一般正味財産か指定正味財産かの会計的検討ではなく、6号財産に含めないことの理由の検討にあると考えています。

現在、実務指針や平成26年度報告の指定正味財産の定義、府令第22条第3項第6号の定義ですと、6号財産に含めないことの理由は、単に利益の積み上げになることが好ましくないという以外には考えられません。

6号財産に含めないとするには、法人サイドとの議論の場を持つべきだと思います。

まずは納得してもらうことが重要です。

委員会報告書だけで足りればよいのですが、究極は、上記府令の改正をして（寄附受け入れ後に生じた運用益を除く）とすれば含めないことができるのではないのでしょうか。

そういう御意見がございました。

説明は以上になりますが、その点を中心にお願ひできればと思います。

○高山座長 ありがとうございます。

今までの経緯等も含めて、大変難しい判断を迫られていると思います。ただ、皆さん、ここで考えていただきたいのは、当初は収支相償が相当厳しかったということです。每期必ず達成しなければいけなかった。そして特定費用準備資金についても条件は相当厳しかったということですね。

○小森委員 逃げ道がなかった。

○高山座長 逃げ道が全くない中で、奨学財団をどう公益認定していくかというところを、ある意味、苦肉の策として、運用益について、指定をかけることでなんとか収支相償を満たすこともやむを得ないと判断したのです。その後、実際の運用の中で収支相償を数年間まで広げた、あるいは特定費用準備資金を相当弾力化したというところもありまして、その逃げ道のないところについて、ある意味、こちらとしては、対策をやっていった中で、当初の運用益について指定がかかっているとした、ある意味、へ理屈だと私は思いますが、そのへ理屈をつけて認めていた弊害、すごく安易な道だったのですが、もはやこれは使わなくても既に逃げ道はあるわけですから、例えば収支相償を満たさないということであれば、資産を買うとか、あるいは特定費用準備資金に積むということでお金を使って、公益に資するという形になっておりますので、そろそろ運用益についても、安易に積み上げるというのではなく、なにかしらの対策をしていかなければいけない時期だと思います。

ただ、平成26年度報告で指定について相当緩やかと言ったら変ですけれども、ガバナンスをきかせればと指定を認めたこと、それ以外に今まで公表された実務指針等もありますので、これを変えるのも相当エネルギーが要る部分と、そうは言っても納得していただかなければいけないという部分があり、本当に悩ましいところです。例えば、今回、A案、B案がありまして、要は、収支相償と遊休財産規制、これは控除対象財産なのですけれども、この2つを満たすA案アプローチなのか、あるいはとりあえずは収支相償は置いてお

いて、遊休財産規制をかけるのかというB案アプローチがあります。どうせならば、もとの逃げ道がなかったところが緩やかになったということで、収支相償まで切り込んでA案か、でも、今までの整合性という問題もあるので、両方とも採用できないのか、大変悩ましい問題です。答えはなかなかみつからないと思います。中田参与からの御意見、非常に示唆に富んでいると思いますが、取り扱いについては、皆さんと一緒に悩んだ中で、ある意味、いい落としどころを考えていきたいと思います。正解はないと思いますので、各参与から忌憚のない御意見をいただきたいと思います。

では、長参与から、よろしく願いいたします。

○長参与 非常に難しい、悩ましい問題なのですが、会計的に言うと、寄附者等の使途の指定があるのか、ないのかで会計処理をするのが大前提ですので、本当に運用益も使途の指定があって、それに使ってほしい、そこで使い切れなかったらとどめてほしいというのもあり得るとというのがもとの解釈、かなり広げた、弾力的な解釈だったと思うのですが、それはあるとは思うのですね。ただ、それは、本当に寄附者の意思を確認したのかどうか、そういうのもあるのではないかという程度で会計処理をしていたので、本来はもっと厳密に寄附者の意思を確認すべきだと。そうすると、ほとんど運用益は指定正味にはならないと思うのですね。会計処理の厳格化を通じて何とかならないかと思うのです。

○高山座長 実際、私、文書を見たのですが、寄附者をお願いして、そういう文書にしてもらっている事例を見ました。すなわち、運用益について、公益目的事業で不足した場合にのみ使ってくださいと、これは理事会のほうから誘導していると思うのですが、そういう文書が出ているのですよ。そこもつらい部分です。だから、先ほど長参与がおっしゃったように、そうでない中で認めた部分もあると思いますけれども、多分、寄附者の方は詳しい内容はよく知らない中で、言われたとおりにサインしていると思うのですが、事実そういう例を見ております。

○長参与 確かにそういうのも知っております。ですが、もしそうだとしたら、まず、最大限、寄附者の意思を反映するのが会計ですので、それはやはり指定正味で処理すべきだと思うのですね。あと、これは公益目的事業に使わなければいけないものだというのは行政の判断になってくると思うのですね。そうすると、B案のほうが生きてくるのかなと思います。これはなるべく寄附者の意思に応じて使ってほしいということを経営として促す必要があるのかなと。会計の処理はいた仕方ない、そういう寄附者の意思が出ていますからということだと思います。

○高山座長 ただ、相当眉つばの意思っぽい感じがするので、そこが非常に悩ましいところだと思います。ありがとうございました。

では、上倉参与、いかがでしょうか。

○上倉参与 A案、B案、果実について、一般正味財産にするか、指定正味財産にするかということですが、会計的には両方ともあり得るのだと思うのですね。指定の仕方

によって、これは一般に行くでしょう、あるいは指定にとどまるでしょうというケース、両方あり得ると思いますので、一般的なのか、指定なのかとここで区別してしまうのではなくて、会計処理は会計処理で、指定なのか、一般的なのかということで純粋に判断していただいて、その上で、6号財産には含めないという、B案に近いのかもしれないですけども、さらに府令の改正が必要なのではないでしょうか。

○高山座長 場合によってはそうです。

○小森次長 府令の話はまた事務的に整理させていただきますので。

○上倉参与 6号財産には含めないという形にしたほうがいいのではないかと。含めないことによって生じる遊休財産規制への抵触というところは、事務局の案にもあったように、特費というかたちで。

○高山座長 4号ですね。

○上倉参与 そうですね。特費に積んでいくという形で対策していただければいいのかなとは思っています。

○高山座長 ありがとうございます。

金子参与、いかがでしょうか。

○金子参与 会計のほうと、それ以外で。

○高山座長 分けて結構です。

○金子参与 会計のほうについては、上倉参与がおっしゃったように両方あり得ると。特に奨学財団の場合は、アメリカ等でも必ず用途の指定をかけているみたいなのですね。利息に対して。それをやっておかないと、奨学財団としてのガバナンスが効かなくなるリスクがあるので、その部分として指定にする可能性は十分ある。平成28年の研究会の最後に出ましたけれども、結局、寄附者とうろくなっているというのが見え見えのものが余りにも多い。かといって、見え見えの人が多くて、裏でいろいろ結んでいるから、それで会計基準を変えましょうというわけにはいかないと思うので、会計基準としては前提として、指定もあれば一般もあると。

ただ、指定があるといったときに、公益事業、実質的にはAとBぐらいしかやっていなくて、普通、寄附を受けたらAに行くだろうということで、Aに使ってくださいということ自体が、公益法人にとっては何の制約にもなっていないというケースが現実的にあるので、A B C Dやっているのに、Cの何々に使ってくださいであれば、相当強い制約なので、指定正味財産と考えざるを得ないですけども、Aが95%で、Bが5%という法人があったときに、Aにあげますよと、時間も指定していないという場合には、実質的には用途を指定していないと判断せざるを得ないケースが多いと思いますので、会計としてあえて何とかしたいというところで擁護するとすると、要するに、実質的に用途の指定をしていないのを、用途の指定をしているように見せないでくださいということとは言えるとは思いますが、用途の指定をしているのに一般正味にしてくださいということとは言えないので、そこは明確にせざるを得ないかなと思います。

なので、気持ちはわかるのですけれども、あとは、これは何回も出てきていて、この委員会では毎回、会計は別だという話があって、ちょっと言いにくいのですけれども、にもかかわらず、ここまで何回も出てくるといのは、いろいろお気持ちを感じるのですけれども、何回出ても言うことが同じになってしまう部分があって、ただ、うそと言っはいけないのですけれども、要は裏で結んでいる指定というの指定ではないですねということと言えるかとは思います。

もう一点、会計以外の部分なのですけれども、今まであったものは、どの法人にも不利益変更が生じないけれども、解釈を緩くしてあげるとか、AとBという解釈が分かれています、解釈を明確にしてあげるといのであれば、会計研究会だけでも報告書でいいかと思うのですけれども、これははっきり言ってしまうと、今まで出ている文書を見て、B案とはどう考えても読めなくて、かつ今までの指導の実績からしても、どう考えても政策転換であると言わざるを得ない、政策転換することが悪いということではなくて、本当に会計研究会の報告書でそこまで言い切っているのか、そこまでの権限があるのかということと、もしこの委員会報告書でいった場合に、その後、認定等委員会だとか府令のほうはどう動いていくのか。それに対して最低限の後押しをするという意味で何かを書くといのだったらいいのですけれども、委員会の書類をもって政策転換したといのは、余りにも委員会のメンバーとして負担が重いということと同時に、そこまでの規範性、解釈を明確にするといのか、どの法人にも余り不利益変更を生じない形で簡単にしてあげるのだったら問題ないのですけれども、一定の法人にとってはかなり不利益な変更になるものを、委員会報告書という形で言っているのか。むしろ、ここではなくて、上の委員会ですべてお願いといのが本音としてはあるところではあります。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。御貴重な話です。

ただ、一つ指摘したいところは、この前の平成28年度の検討結果の中に、6号財産について、積み上がりについては是正されることが望ましいとか、あるいは6号財産に繰り入れた状況にあるけれども、それを是正するために、6号財産の趣旨や内容を明確化して、法人の理解を醸成することから始めるべきであるとわざわざ前振りをしております。そういう意味では、法人の中で、6号財産については正しくないというコンセンサスはできつつある、私は願いではあります。ですから、私はここでやらなくてはいけないと考えておりますので、金子参与、いろいろご不満かもしれませんが、ぜひおつき合い願えればと思います。

○金子参与 方向性ではなくて、これを持っていくときの行き方が、委員の中で、最後は府令の改正というのがどういう形、イメージが見えていれば非常にありがたいのかなと。

○高山座長 まだそこまでは申し上げられないので。

では、また皆さんの御意見を聞いていきたいと思います。梶川参与、いかがでしょうか。

○梶川参与 私は現場感覚が欠如しているかもしれませんが、御容赦いただきながら、

私は公益法人制度というのとはとにかく公益活動を一生懸命やっていただく、それもスムーズにやっていただくというのを第一前提に考えるものですので、これは時間軸も含む。そういう意味では、指定正味財産というのは、社会的に、第三者的に説明がつく、その内容も明確性があるというものがそもそも指定の話なのかなと考えてしまっていて、その指定されたものに使わないというのは内部ガバナンスの話であって、社会に対するガバナンスと、内部でそのとおりにやってもらいたいねという話とはちょっと次元が違うかなと。ですから、一般にしたからって指定のとおり使わないという話ではなくて、本来の意図を酌んで内部的にそういう活動をしてもらえばいいことなので、私はA案なのではないかとは思っています。

ここにも書かれていましたけれども、6号財産に含めないのに指定にしないみたいなものは意味がよくわからなくなってしまっていて、そもそも収支相償との関連もあってですから、座長もおっしゃっていた、特費をすごくガバナンスを効かせた上で裁量権のある形に持っていければということなので、収支相償から、その年度、無理があるにしても、特費のほうでいかようにでも、より具体的な時間軸での計画を立ててくれれば話はつくので、一般正味にして6号から外してということだと思っているので、流れの整合性の話は、私の場合は、そういう趣旨なのだから、今までちょっと変だったのではないのというだけのことなので、行政庁として言える話ではないのですけれども、今回、この流れとしてより明確にしたというだけのことであって、そんなにお気遣いになるような話ではないし、現場に不利益変更というよりは、扱いを明確にしただけの話で、それは特費の部分をしっかりした事業計画を立ててスクリーニングするなり、モニタリングして動かしていく制度でやってくださいねということだけではないかと思えます。

○高山座長 大変心強いお言葉なのですが、実務を御担当されていて、いろいろと認定作業の中で御苦労されていると思えますので、小森委員から何か御意見あれば。

○小森委員 心強い御意見が数々、参与から聞けて、私、皆さんがBだとおっしゃるのであれだったのですけれども、基本的な構図を考えると、今までがゆがんでいたと思うのですよ。持田と言われていますけれども、そういった形で、無限に6号が積み上がっていく状態が何件かあって、それは制度趣旨からしてもおかしいと常々思っておりました。当然のことながら、金融資産の利息ですから、資金の裏打ちがあって、使えるという状況にもかかわらずため込んでいくという状況があって、基本的には、今、議論されていたのは2つ問題が、収支相償の話と、控除対象財産に入れるか入れないか、そのマトリックスだと思うのですけれども、収支相償については、私は入れるべき、フィルターにかけるべきだと思います。強硬だと思いますけれども、これはかなりハードな方針の変更だと思いますけれども、私はA案で、6号には入れないというのは当然だと思います。

ただ、先ほどの指定の仕方を会計的にどう、金利も入れるのだといった場合、そういうことを表現するのが会計ということだと思いますけれども、そこでちょっと迷いがあるというか、現実と意思が果たして一致しているのかという現状に憂いが、若干疑問があって、

どうしようかというのはまだ不明の現状です。

○高山座長 ありがとうございます。

今みたいなお話ですと、一般に持っていったとしても、昔と違って、それを使う猶予が3年ぐらいありますし、4号に持って行っていただければ、きちっとした裏づけのある計画を持っていただいて使ってもらう保証がつくという意味では、今の6号財産に置いておくよりも数段いいわけですから、これは皆さん、きょうのお話の中で、6号は難しいねというのは、これは何とかなると私は考えています。前回の検討会でもその点を触れていまずので、急な政策変更ではないと私は思っています。

ただ、収支相償を入れるというのは、やはり相当難しい部分で、先ほど次長から、A案にも2つあって、指定にするけれども、定期的処理の中で収支相償の中にフィルターをかけていく。というのは、収支相償の中には、正味財産増減計算書以外の、例えば、みなしの費用だとか、あるいは地代だとか、そういうのを入れて収支相償を計算しておりますので、そこでやるというやり方もきっとあるのかなということで、2通りとおっしゃっていましたとおり、会計的に一般に行くのか、指定に置きながら定期的書類の中で、収支相償をカウントしていくというやり方があるということで、そういう意味ではA案は2つあるというのは確かだと思います。

それらを含めてやっていかなければいけないのですが、問題はやはり留意点になりますから、運用益について、指定正味財産となると整理した上で収支相償のルールを満たすとして個別に公益認定を行っていた、いわゆる持田方式なのですが、それを認めたことに対する方向転換をどうするのか。そして、運用益について具体的な用途の制約があるもののみ指定正味として取り扱う平成26年報告をどうするか。あとは、指定正味とするけれども、6号財産としないところでの控除対象財産としての整合性をどうするのか。この辺もあります。悩ましい部分だと思いますが、これ、決めなければいけないのですかね。ある程度の方向性としては一致していますが、難しいのはやはりA案かB案かという話だと思うのです。

もう一つ、中田参与がおっしゃったように、6号財産に含めないというのは、そうなるのだろうなということですが、法人サイドとの議論の場を持つべきだと書いてあるということも一つの示唆だと思います。私としても、非常にハンドリングが難しい、悩ましいところなのですが、個人的には私もやはりA案なのです。A案に行かないといけないとは思いますが、悩ましい部分だと思います。これをやっていかないと、制度の信頼性に触れると思っておりますので、ぜひA案で、できれば指定と考えて、収支相償の中に入れていくという落としどころが、個人的にはおもしろいとは思っています。

一方、金子参与のおっしゃったように、もう一回指定を見直して、一つの公益目的事業のようなものの指定は本当にかかっていないというやり方もあるのかなと思うのですけれども、その辺について、ヘルプではないのですが、会計士協会の大立目先生がいらっしゃるので、御参考意見として何か。

○大立目分科会長 私、背景がよくわかっていないところもあるのですが、いわゆる持田方式と言われる6号財産、指定正味財産に積み上がっていくと。これは一体、何を意図して持田振興財団をやっているのかが全く理解できない。収支相償ですとか、控除対象財産逃れといいますか、それはクリアしても、一定の用途があるということで、単に積み上がっていくと。それをもって何をしたいのかというところが全く理解できないのです。それによって持田のメリットはどういうところにあるということなのですかね。それについて、何か規制をかけないと、どういうところに問題があるのかと。一定の制約がかかっているんで、自由に使えるお金でないことは確かだと思えるのですが、そういうお金を積み上げる、それについての持田のメリットと、あと、世の中のデメリット、ここが全く理解できていないのです。

○高山座長 これは私の個人的な見解です。結局、積み上がることはすごく楽だと思います。ほかの法人が運用益等があったときに指定がかかっていないとすると、それについて、どうやって使おうかというのを理事会で議論して、場合によっては資産を買ひましょう、あるいは何年か通じて使っていきましょうということで皆さん考えたうえで規制をクリアする、歯を食いしばってやっているところがあります。

一方、持田方式のやり方を是認してしまっているところなのですが、収支相償でマイナスになったときに補填して、収支相償ゼロまで持っていく。あとは残るわけですね。残って、何に使おうかと具体的な計画がないまま、下手をすると、このまま放置しておく、ずっと積み上がるというおそれもあるわけですね。そうすると、公益法人改革をするため、厳しい制度になった。厳しい収支相償、遊休財産規制という3つの柱があるのですが、これが揺らいでくる、制度への信頼が損なわれるおそれがあるということです。どこかで手を打たなければいけないというのはみんなのコンセンサスであると思っていました。そういう危機感をいだく中でも、6号財産はやはり積み上がってしまっています。

あと、個人的な実務からの話をすると、6号財産積み上がっているところ、私も見ているのですが、これ、だめだよと言っておくと、理事会の中で実際議論が活発になってきて、では使おうという方向になっていくのですよ。ところが、事務局で安易に6号に積み上げてそれで良いとしていると、皆さんそれで良いと思ってしまう。そういう意味では、6号への積み上がりは良くないとするのは大きな意識改革になります。ですから、この前の検討会でも、6号財産の積み上がりについて、我々は問題視していますということを出させていただいています。

ただ、もう一つ、会計基準があつて、それは営々と理論構成を積み上げている中で、それとそごをきたすおそれがあるので、そこが悩ましい。

○大立目分科会長 なるほど。そういう意味では、財務諸表に指定正味財産が積み上がっているのを見ている利害関係者といいますか、寄附者が、それを見てでもなおかつ寄附をしてくるという状況なのかなと思っていたのですが、そうではなくて、フローの間

題ではなくて、ストックが一定程度あって、運用益を使わないがために、どんどん、どんどんたまってしまっているという状況だと。

○高山座長 そういう仕組みが内在してしまったということですね。

○小森委員 6号のほうが大きいわけですね。マイナスにできるわけですから。

○高山座長 という、悩ましい問題です。

○大立目分科会長 確かに悩ましいと思うのですがけれども、会計の話としては、先ほどからの参与の先生方の御意見のとおり、指定がある以上は、形式的だろうと何だろうと、要件が整っていれば、やはり指定正味財産にせざるを得ないのかなと、会計的にはですね、私は思っております。といいますか、そういう指導も一部したことも実際にございます。

○高山座長 ありがとうございます。本音の部分をお話いただき、ありがとうございます。

これは大きな問題ですので、きょう、オブザーバーとして2人の委員の方がいらっやっていますので、何か参考になる御意見がございましたら何なりと、恵委員からよろしくをお願いします。

○恵委員 機会をありがとうございます。法人のみずから財政状況を把握する力で、本来持っているミッションが、今、レベル的にどれだけ発揮できているのかなという、自己解析ですね。そのもとで先ほど先生おっしゃったような、もっといい公益発揮の方法はないかという議論が出る、それが一番健全かなと思っています。もちろん、この経済状況が、普通の経営者感覚から見ると、必ず持続する保証はないわけで、その担保という感覚がどこかに、蓄財したいのは人情だと思うのです。その蓄財を何で考えるか。フローの現金をためておく方法とか、あるいは人材育成して、そこにお金を投資して、その人たちが育っていくのを財産と見るかとか、活動が広がって、世の中の公益や、何かが変わって、これを財とみなすかとか、少し夢のような、存在意義を考え直すという機会になればA案かなと思います。

○高山座長 ありがとうございます。

小林委員、何か。

○小林委員 私は会計方面には明るくないのですがけれども、結局、運用益というのがそもそも、それについてまで指定がかかっているということがそんなにあるのだろうかというところが一つあるのと、そういう意味では、もともになる金融資産について指定がかかっている、運用益については、一般的には、それについてまで指定をかけるという意味がそんなにあるのだろうかという疑問が一つあったのです。それについては、例えば、寄附をする際の書面にそういう趣旨を明記すればということはあるかもわからないのですが、運用益というのは実際どの程度のものになるのかというのは、寄附された当時はわからないわけですね。

だから、資産から生ずる一切合切全部、こういう特定の用途に使ってくださいと言われてしまうとどうなのかという問題はあっても、全体的に考えれば、財政的に公益目的



事業に使える資産があるのに、それがそういった事業に適切に使われずにどこかに留保されているという事態はやはり是正すべきであって、資産の使い方、事業のやり方といえますか、それ全体が社会からの評価の対象になるのではないかと思いますので、公益法人制度に対する信頼性を維持する、あるいはもっと高めていくためには、公益目的事業にそのお金が、法人が倒れない範囲ということですが、できるだけ使われることが望ましいというところから、こういう問題を考えてもいいかなと思っております。そういう意味では、A案、B案、いろいろな御意見あると思うのですが、やはりA案に近い考えがよさそうに思えます。

○高山座長 ありがとうございます。

委員の方たちからのご意見も心強いですね。多分、担当されていると相当悩まれている事案だと思えます。だからこそ、我々のほうに俎上に挙げてきて、いろいろな考えがあって、前回どうしても結論を出せなかった積み残しの部分があったのですが、ぜひ今回はこれを絶対やり上げていきたいと思っておりますので、御協力よろしく願いいたします。

どうぞ。

○金子参与 この積み上がりは非常に大きな問題で、もう一個は、これを知らないで真面目に、特費とかですごいいろいろ特定資産を立てて、理事会とかで通っているところが、こんなやり方あったんだとなっているというのが現実としてあって、非常に不公平なことになっているので、絶対にこういうのは許してはいけないと個人的に思っているのですが、それをスムーズに通すために会計をねじ曲げないで、きちんと会計は会計の原則を守った上で、そのところでどうでもいい批判を浴びるのではなくて、何とか最終的な目標である、真面目というか、必死で特費を積み立てたり、現実的に毎年の費用、収益は回ってしまっているのに、さらに立てているという予算で、奨学財団の場合は、もともとそれが無いと事業が回らないという前提で指定にしているのです、そういう場合はいいとは思いますが、そうではなくて、毎年回っていて、余っている部分で、やることないからというので上がっているというのが現実としてあるので、どこまで書けるかわからないのですけれども、そういうことはまずいということ、報告書になるのか、どういう形になるかわからないのですけれども、そのような実態部分をどこまで書けるのかも気にはなるのです。それを全く書かないで政策転換的に見られてしまうと、委員会にいろいろな批判が来る形になって、不利益を被る人ほど善人ぶって、あたかも自分たちが不利益な決定をされた、公益法人委員会はけしからんみたいなことを言う人たちがいて、多分、その人たちが一番悪い人だと思うのですが、そういう人にどこまでその実情というか、このひどさを伝えられるか。ただ、指定にせざるを得ない部分は、奨学財団を初めとしてあるかなとは思っています。

○高山座長 どうぞ、次長。

○小森次長 ありがとうございます。いずれにしても、梶川先生おっしゃったよう

に、今回、厳しくする一方で、特費のほうを緩やかにする。それとセットの議論だと思いますので、次回、特費のほうもお示しさせていただきますので、それを踏まえてセットでまた御議論いただければと思います。

A案、B案あったのですが、A案がちょっと優勢かもしれない。A案とすると、指定にしたままで、扱いとしてはということですかね。そういうやり方も、手法としてどうできるのかもちょっと。

○高山座長 皆さん、御意見をもう一度お聞きしてよろしいですか。長参与、いかがですか。もしA案とした場合、指定を一般というのはなかなか会計的に難しいのではないですかというお話が金子参与からも出ています。その場合にA案ではなく修正A案、指定にするけれども、収支相償上、収益に上げなければいけないというやり方、さきほど次長から出たのですけれども、そういう形になるのか、個人的な御意見で結構なのですけれども。

○長参与 収支相償にするか、しないか、そこに入れるかどうかというのは、極めて行政的な問題だと思うので、会計的なものとは違いますね。それは決め方だと思います。それを促して、本来あるべき指定は指定のように会計処理をして、そうでないものは一般にするというふうに、行政のほうで誘導していくことも必要だと思うのですね。今は何でもかんでも指定にしてしまえば全てオーケーになってしまうというのがありますので、そうではないのだということも、本来あるべき会計処理をすべきだということも促していくような行政の判断があってもいいかもしれないですね。

○高山座長 ありがとうございます。

上倉参与、いかがですか。

○上倉参与 先ほど私、どちらかと言うとB案みたいな発言をしたかもしれませんが、私は修正A案でいいと思っています。ただ、入り口の部分、指定なのか一般的なのかというところは純粹に会計的に判断してくださいね、その上で、仮に指定になったとしても6号には含めないで、あるいは仮に一般になったとした場合に収支相償に含めるかどうかというところの判断でいいのではないかと考えています。

○高山座長 金子参与。

○金子参与 上倉参与と一緒になのですけれども、そういう方法がとり得るのかどうかは知識として、要するに、A案をとって、会計上指定にするけれども、認定上は一般正味財産と考えという、それが本当にできるのかというところを教えていただければと思います。

○高山座長 梶川参与はいかがですか。

○梶川参与 私はさっき言ったとおりなのですけれども、こういう話はやればやるほどこんがらがるので、違う概念は入れてくると、ますますわかりづらくなるのではないかなという気はあります。ですから、指定だけでも、6号に含めないとか、含めるとか、一般だけでも、指定っぽいとか、そこで一つ概念をまたつくらなければいけなくなってしまうので、そういう意味では、そもそも指定という話が相当明確性があって、社会から見て公益活動のタイムラグを、寄附者の意図なのだから、その間はという、引当金の3要件で

はないですけれども、そういうものを指定と言っているという、そもそもさっき申し上げたとおり、タイムラグも含めて、許容される組織持続性のある、そのための資金以外は公益活動に充てるという大原則があるのではないかと思っていて、そこから考えると、会計的にその考えをもうちょっときちっと整理したと。特費に積んだ内容を説明すれば、ディスクロズをすれば、指定財産を勝手に取り崩したなどという誤解には対外的にもならないわけですから、そういう意味では、社会から見て、これは指定されているなどと思われるような指定でないものは、タイムスパンも含めて、一般に入れてしまえば、会計上それをはっきりしてくれれば、問題ないのではないかと思うのです。

我々も今まで言ったことと多少違うという話になるかもしれないのですけれども、その話で話を混乱させると、これからまた5年たつと、その混乱をどうするのだという話になるような気がするのですね。せつかくこれで議論したのだから、直すときはすっぱり直して説明してしまったほうがいいのではないかという、非常に単純な意見ですみません。

○高山座長 事務局にお聞きしたいのですけれども、先ほど次長からいただいた、指定正味にするけれども、定期提出書類上、一般として取り扱うというのは可能ですか。今の状況で。

○小森次長 やらうと思えばできるのだと思いますけれども、ちょっと複雑になるので、定期提出書類のつくり方で何とかできるのかもしれない。

○高山座長 小森委員。

○小森委員 常々思っていたのですけれども、法人税法の別表4があれば全て解決するわけですよ。あの機能があればですね。

○高山座長 そういう意味では、今、定期提出書類にありますね。収支相償を計算する中では。

○小森委員 この場合は会計ということではあるのですけれども、先ほどのリングをどうつなぐかという、府令の改正までどういう形でこちらのメッセージを出して、それを行政庁が受けてという形にならざるを得ないと思うのですけれども、その言い方と、どこまで金子参与の権限があるのだという、そんなの責任負えないよということなのでしょうけれども。

○小森次長 確かに大きな話ですので、委員会の御議論もいただいた上でまたやるべきかもしれません。その辺の段取りも含めて、また検討したいのです。

○梶川参与 私はわかっていないのか、指定だけれども、収支相償に入れないというロジックはどういうロジック。

○高山座長 指定がかかると、それを取り崩さない限りは、収支相償は一般の中で計算します。

○小森委員 PL上のところで。

○梶川参与 わかります。そうではなくて、指定のままだけれども、収支相償には入れるというロジックの話も修正案で、今、ディスカッションしていると思うのですが。

- 高山座長 そうですね。だから、強制的に取り崩し益を別表4で入れる。
- 小森委員 一旦、指定正味で受けておいて、全額上に持っていくということを想定しているのでしょうか。
- 梶川参与 だから、その理論的整理というのはどういうロジックになるのかなという意味です。
- 小森次長 確かに今まで収支相償というのは一般でやるのであって、指定ではやらないというルールも、明確になっているのか、そもそも収支相償というのは何を対象にすべきかという議論になってくるかもしれないです。指定とか一般は関係ないということになります。
- 梶川参与 ただ、経営者のマネージメント裁量に入ったものについて、収支相償の運営をしなければいけないということで、指定というのは経営者のマネージメント裁量に入らない、入れたくても入れられないという話があるので指定と言われていると。そうすると、マネージメント裁量に入れる以上は、それは一般の話なのかなと。そこだけ行政的な収支相償に指定だと言っておいて、曖昧ながら入れろというのも、かえってその整理が混乱するのではないかなという。
- 小森次長 そうしますと、一般にするというと、今までの指定の仕方で、会計的にもこれは、ちょっと緩やかでも指定だと整理してきたところをどうするかという議論になってきますので、なかなか。
- 梶川参与 ただ、今、特費に少しフレキシビリティを持たせてやるし、逆特費まで考えようとしているわけで、こういう運用益みたいなものは変動性があるので、事業構築が非常に難しいという部分は大分変えていけるし、対外的ディスクロージャーとしても、特費の内容などを整理すれば、指定に積んでいたことと同じような効果を持てるわけで、寄附者が、「おまえ、ふざけるな、勝手なものに使うな。」というような寄附者ガバナンスがきかなくなる話でもないのではないかなという意味で考えると、マネージメントの範囲に入って、理事会できちっとした説明をし、さらに評議員云々で外に出して行ってということで、そういうことがはっきりなったから会計上も従来と変えて発想できるという話は成立するのではないかなと。
- 高山座長 成立はすると思うのですが、そこは今までの流れの中からはすると、相当違うアプローチになるので。
- 梶川参与 ただ、社会的に批判が出る可能性が高くて、本論ではないからここで議論しているのではないですか。
- 高山座長 そのとおりです。
- 梶川参与 では、幾ら言われても、それはしょうがないではないですか。
- 高山座長 シンプルにはそのとおりなのです。
- 梶川参与 だから、本論でないものをいじると、ますますこんがらがってしまうのではないかな。

○高山座長 そうなのですけれども、だんだん制度を使いやすくしていく中で、既得権がクローズアップされているので、徐々に変わってきているので、そこをこう。

○梶川参与 すみません、非常に過激な発言をしている。

○高山座長 グレーが黒くなっているわけですから。

○梶川参与 ちょっと戻したほうがいい。

○小森次長 また整理させていただきます。

○梶川参与 すみません、勝手なことを申し上げて。

○高山座長 皆さん、話を聞くと納得される議論なのですが、この中の議論を御存じない外部の方はやはり相当戸惑う部分ですから、そこをどう丁寧に説明するか。あと、実際変わったとしても、逃げ道はちゃんと我々は用意しているわけですよ。収支相償の年数とか、特費をこれから緩やかにするという意味では、いきなりぱっさりというわけではなくて、ちゃんとそのルートはつくっているわけですから、ぜひそういう形に持っていけるように、事務局も含めて皆さんで考えて下さい。

坂井企画官。

○坂井企画官 今の高山座長と梶川参与のご議論は、個人的には今回の改正の一番重要かつ核心的な問題であり、本当にありがたいと感謝しております。本日のご議論において、座長はじめ参与のみなさまがお感じになっているであろうご懸念とご心配について事務局から少し補足させていただきます。

いま一番問題と感じておられるのは制度の問題と会計の問題を今回の検討の中でどう切り分け解決するかかというご心配だと思いますが、昨年度はともかく、今年度は、相馬事務局長から法令担当と会計担当はセットできちんとフォローアップしていくようにとの明確な指示がありますので、事務局として、会計サイドからのメッセージをきちんと制度サイドで受けとめていくという仕組みはできているということをご報告いたします。

それともう一つのご懸念はこれまでの制度・運用や会計の整理と異なることに伴う連続性の話かと思えます。個人的には何らかの激変緩和のために措置が必要だとは思っていますが、対外的には、これまでは状況が違いますし、段階的に改善していくことこそが公益制度の本来の趣旨に沿うことであることについて丁寧に説明をし、一歩ずつですが各方面の理解を得つつあり今回の検討により仮に思い切って運用等を変えることとなったとしてもご懸念されているような大きな混乱はないかなと、窓口担当者としては思っております。、そういうことで、研究会として会計的観点から自由に検討いただければと思います。

ご参考までに6号財産に関する審査及び監督の現場の状況を申しますと、実際に6号に積み上がっていた法人があり、監督に際しては、本研究会の昨年来のスタンスどおり制度及び運用の正常化、悪いやつをとっちめるというスタンスで議論を進めているところです。結果は、悪意のある法人でなかったこともあり、逆に法人からは6号財産に積み上がった財産を公益に使えるという道筋ができたことに非常に感謝されています。加えてうれしい悲鳴ですが、法人が財産を奪い合っているのですね。部門ごとに、自分の公益事業に使わ

せてくれということ。このように、真面目な法人にとっては、公益に拠出できる財産は非常にありがたいという風は間違いなく吹いておりますので、このような監督の現場の状況もお含みおきいただきご議論いただけたらと思います。

○高山座長 大変心強い御意見、ありがとうございます。

大体よろしいでしょうか。何か追加でお話ししたいことはありますか。

○松前調査官 持田のこととかも、私も最初るときから話も伺っていますし、きょう御議論いただいて、本当にそのとおりだなと思っております。運用の中で相当変わってきている状況がございましたことと、従来も、持田の方式ができたときから税制のことがすごく気になっておまして、そこに運用益がたまることで、要は特措法とかで贈与とかがあったときに、公益に使わなければならないというところが本当にできているのかというところは、つくったときから、その制度を政策的に考えたときから、すごく気になっているところがございます。今はまだそれが大きな問題にはなっていないところかと思えますけれども、6号の積み上げがなくなれば、公益に非課税でためることなく使われたということにもなると思いますので、ここはぜひ、会計も、もともとの平成26年度報告で書いたことも別にごそではないし、御議論いただいた結果にはなっているところがございますが、梶川先生もおっしゃっているように、制度と会計をあわせて、ずっと会計基準も来ておりますので、指定にして政策上、収支相償に入れるというのは、また複雑になるところだと思いますので、そこはなるべく合わせていくような結果になればいいかなと思っております。

○高山座長 そういう意味では、我々も今回は相当覚悟していただいて、批判等は来るとも思います。出た結果、とんでもない改正と言われるかもしれませんが、先ほど私から申し上げましたように、逃げ道等も用意しています。また議論を示していく中で、6号の使い道について真剣に考える機会を与えるという形にもなりますので、ぜひ頑張って、A案、B案、個人的にはA案なのですが、そこについてもさらに御検討をお願いしたいと思えます。

どうぞ。

○金子参与 もしこれを一般にした場合には、公益法人会計基準を改正するのですか。本文を読んだときに、金融資産の利息を指定正味財産にはいけないようにはどう読んでも読めないことになりませんか。下の委員会で仮にそういう結論が出たときに、上部にある会計基準は明らかにそれを書いていないときに、逆にそういう問題を惹起したことによって、本来の目的である6号財産の議論がおくれてしまうことも若干懸念するのです。今の公益法人会計基準を改正しないで一般にすることがそもそもできますかという問題です。

○高山座長 今の会計基準は明確には書いていないですね。用途指定という形でですね。それについての運用指針の中で、例えばとして、期間とか、形態とか、そういうのは書いてありますけれども、そういう意味では、全体的な、松前調査官どうぞ。

○松前調査官 運用益がどうこうというのは、会計基準も注解も特に書いていないので、

運用益についてはっきりさせたのは平成26年度報告でございますので、会計基準の改正とかまで、変えたのをまた変えると出てきても、おかしいというか、もたがないのに出てくるような形になってしまいますので、その報告の中でずっと来ているところでございます。

○高山座長 長参与、どうぞ。

○長参与 対策として、法人側では、寄附者の意思を再確認した、使えなかったら運用益も積み上がってもいいのだということを確認しているところがあるのですね。それを確認し直さなければいけないということですね。今の会計基準から言うと、意思があって、使途の指定があってということですから、そのとおりに指定正味にしていますということですから、意思が違うのだということにさせていただかないとおかしくなってしまうのですね。それを促すような報告でない限りは、もう一回、寄附者の意思を取り直せとしない限りは、会計処理できないのではないかと思います。

○梶川参与 よろしいですか。寄附者の意思って、使うことの意味ですね。だから、それがはっきり読み取れるような意思があって、こういうときにこういうふうに使ってほしいというのだったら、それは何の問題もないのではないですか。公益活動をやることへの意思だから、こういう公益事業といたって、使うきっかけのキーがないのだったら、ずっとたまってしまうという話だけれども、それは寄附者の本来の意思とは違うのではないかと思います。

○高山座長 ところが、そう誘導して、足りないときに使ってくださいとかいう文章が入っている。いかにも誘導したような文章があるのですよ。それは平成26年報告の中で認めた、確認したのでしょうということでもオーケーにしている現実があって。

○梶川参与 足りないときって、法人維持に使ってくださいということ。公益活動に使ってくださいというより、法人の維持に使ってくださいということですね。

○長参与 確かに本来の趣旨ではないと思うのですね。将来が不安だから、とりあえずためておきたいというのがあるんで、それは本当に特費とワンセットだと思うのですね。その中できちんと寄附者の意思をもう一回確認してほしいということは言えると思うのですね。

○高山座長 そのとおりなのですね。

○上倉参与 果実を指定正味財産にすることと、6号財産にすることは同義ですか。

○高山座長 同義ではないのですけれども、きっとニアリーイコールなのですね。

○上倉参与 現行の制度ではニアリーイコールなのでしょうけれども、それを6号から除外するという議論ですね。

○高山座長 それは遊休財産規制としては有効ですけれども、収支相償には有効ではないわけですね。ですから、今の話は、6号から外すというのは、それは仕方がない、それは4号に持っていってもらいましょうというのは皆さんの中でコンセンサスを得ていると思います。

○上倉参与 6号から外せば、当然、収支相償に影響してきます。

○高山座長 ではなくて、それはそのまま。

○松前調査官 4号に行けば、多分、収支相償には影響がない。

○上倉参与 4号に行けば。だから、4号をどんどん活用してくださいよという。

○松前調査官 今、セットでという話にはなったのだと思います。ただ、4号を使わなければ、そのまま収支相償に、発生した期に影響してきます。

○上倉参与 それはそう。先ほど金子参与から会計基準を改正するのかという御質問がありましたけれども、それはどういう意味合いなのでしょう。

○金子参与 例えば、本当に使途を持って一定の期間に使うことを指定して運用益を指定正味財産とするということは、今の会計基準においては否定はできない。それをもし一般正味財産にするということであるとすると、明文でそのようなものは指定正味財産にすることはできないと書かない限りは、これまでの慣習ですとか、運用上、指定にすることをずっと許容することになるということです。

○高山座長 だから、今まで会計基準には漠然としか書いてありませんから、本来、やるなら、会計基準にだめだよと書くような状態なのではないですかという御質問ですか。

○金子参与 そうですね。

○上倉参与 平成26年度報告で一応、明らかにしたつもりですけれども、なおかつ、それでも会計基準の改正が必要ではないかと。

○高山座長 というか、平成26年度改正だと、今のままを追認していますので、それなりには指定でオーケーという、お墨つきとは言いませんけれども、それなりには近いものは与えているはずなのです。ですから、それよりも厳しくなるという意味では、平成26年度報告の指定の考え方の方向修正になると思います。ですから、それは会計基準ではなく、その下にある報告書なので、報告書の変更という形になりますけれども、やはりそれは相当な皆さんに対する説明をしていかなければ混乱する話ですから。ただ、理想は会計基準の変更だと思いますが、それはちょっとしんどいような気がします。

○坂井企画官 そこはいろいろバリエーションがあると思うのです。先ほどおっしゃったように、行政庁としての政策変更であり、行政側の意思が変わるわけですから、最大、府令改正、ないしはその運用通知を発出し、会計基準はその1階部分の上に、府令等と整合的に整理していくこととなると思います。最終的に、トータルでどういう形にするかという設計は事務局として、制度担当と会計担当間で今後検討させていただくということになります。

○高山座長 そうなると、まさに我々、会計研究会の会計基準になってしまうと、やはり本文になってきますから、個人的にはそこまで行かないように願うのですけれども、場合によっては正面から受けて立つということで、皆さん、御覚悟願えればと思います。

議論も尽きませんが、今の点を踏まえまして事務局で次回の御意見、修正案を作成していただきたいと思います。

何かほかに事務局から御指摘ありますか。



○小森次長 次回日程はまた調整させていただきたいと思います。

○高山座長 それでは、ちょうど50分ということで、無事終了いたしました。本日は活発な御議論、どうもありがとうございました。